

論文要約

1. 研究科:文学研究科
2. 提出年度:2023年度
3. 論文名:日中交渉史の考古学的研究
4. 氏名:卜部行弘
5. 論文要旨:

本研究の目的は、中国の影響を受けて形成されたとみられる日本の遺跡、遺構、遺物について、考古学的手法を用いて分析し、影響の有無や程度の強弱を検証することにより、もって日本と中国の交渉史の実態を明らかにすることである。

本研究において行う遺跡、以降、遺物に対する検討方法は、定量的な分析基準を新たに確立し、それを示すものではない。検討対象が外来文化との同時性、類似性、親縁性、外来文化の定着性や継続性、在来文化との融合性を有るか否かを型式学的方法などあくまでも考古学的な研究方法で行うものである。

序章

序章では、研究の目的と研究方法を提示し、あわせて問題点の所在を明らかにした。

第1章 日本・中国の墳墓と墓前石像彫刻

第1章では遺跡として日本と中国の墳墓について比較検討し、主に日本の墳墓の中で中国の墳墓の影響を考察した。

第1節では紀元前後から8世紀までの長期間のなかで日本と中国の墳墓について比較を行った。比較は各時代において交渉の記録がある同時性の墳墓を取り上げ、墳墓の属性に分けて行い、主として日本の墳墓の中での中国の墳墓の影響の有無について検討した。検討の結果、各時代とも中国の影響を受けていないことが判明した。ただし、古墳時代の大型前方後円墳に代表される王陵のみで群を構成する点は、弥生時代には全く見られない要素であり、飛鳥、奈良時代にも継承されることから中国思想の影響を受けた可能性を指摘した。

第2節では陝西省西安市近郊に所在する前漢陵、唐陵について、実地踏査に基づいてそのあり方を検討した。このなかで中国の墳墓では数少ない段構造を持つ前漢陵について取り上げ、康陵では墳頂部に多量の瓦の散布が認められたことから墓上建築の存在が想定さ

れる。また、前漢安陵では地表面には墻壁、門闕の遺存は認められないものの、長方形区画を示す地割が認められたので、長陵に引き続いた皇后陵を包摂する陵園を想定し、それが覇陵の段階で個別に墻壁を有する形態に変化したものと考えた。

第3節では前節の実地踏査に基づく成果を唐陵に絞って詳論した。各構成要素の検討を踏まえ、唐陵の位置づけとして漢制を引き継いだトラディショナルな要素と、唐陵の段階で新たに創出され、後代の北宋陵、明陵、清陵に継承されたオリジナルな要素があることを指摘した。

第4節では奈良市の北郊に所在する佐紀古墳群を取り上げ、日本における中国の陵園制度導入の可能性を考察した。群構造の分析では200mを超える大型前方後円墳が、東西5kmの空間の中に古墳時代前期後半から中期中葉まで長期間にわたって累代的に築造されていることを確認した。さらに大型前方後円墳に付随して中型墳や従属墳などがセットとなって構成されていることが確認され、このような計画的な造営や配置の背景には、中国の陵園制度の影響を受けたものと想定した。

第5節では中国を中心とする東アジアの陵墓石刻の系譜について考察した。まず中国陵墓を特色づける陵墓石刻について出現から明、清に至るまで概観し、歴代陵寝制度の影響を受けながらも唐陵石刻が画期であること、北宋以降はそれを継承しつつマイナーチェンジによってそれぞれの陵墓型式に符合させ、さらには周辺諸国に影響を与えたことと結論付けた。

第2章 日本・中国の庭園遺跡の系譜と展開

第2章では日本と中国の庭園遺跡について検討した。これは筆者が飛鳥京跡苑池の発掘調査を担当し、その調査から報告書をまとめる過程で視野を東アジア全体に広げて検討したことを契機とする。

第1節では飛鳥地域に所在する庭園遺跡を取り上げ構成要素の検討から、専用タイプ、付随タイプ、蓮池タイプの3タイプに分類した。従来の指摘にある通り、池の形態としては曲池と方形地の二系統があり、奈良時代には曲池に収斂されるが、この3タイプは奈良時代になっても継承されていることを指摘した。

第2節は飛鳥京跡苑池に関する専論である。苑池内の遺構を整理することによって2010年段階での苑池の形態や範囲、築造時期、植生などを明らかにした。そして池の形態は方形池の範疇に入り、そのデザインの淵源は百済に求められるにしても、基本は飛鳥地域の宮殿設計に作られたトータルデザインのもとにあることを指摘した。そして飛鳥京跡苑池の性格は、宮の後方に造られた外苑の位置にありながら、機能的には内苑であることを明らかにした。

第3節は飛鳥島庄遺跡に関する専論で、第2節と対となる。島庄遺跡の概要について触れた後、その性格について考察したが、飛鳥京跡苑池の存在によって明らかになった部分が多い。すなわち、従来、島庄遺跡は遊宴的な苑池機能のほかに広大な面積を占めることから生産機能を持つことが指摘されていたが、これは飛鳥京跡苑池の内苑的性格に対する外苑

的性格にほかならず、両者がセットとなって飛鳥宮の苑池を形成していたことを指摘した。しかも内苑と外苑はまさしく中国思想の表れであり、飛鳥時代のある段階において正しくその思想を受け入れ、飛鳥の中でそれを体現していることを指摘した。

第4節は第2節、第3節を受けて東アジアの中で宮都の内外に付随する内苑と外苑の位置関係について論じたものである。中国歴代宮都における内苑と外苑の位置関係の変遷を見た時に、日本の飛鳥時代では中国思想として内苑と外苑を取り入れているものの、モデルとした隋唐代中国苑池のとおり正しい位置には地理的な制約から配置できなかった。そして飛鳥時代以降の藤原京において京内外の諸施設の整備が行われ、平城京の段階で平城宮の四隅に内苑を、北方に松林苑を配置して正しく中国型の庭園配置が行われたことを明らかにした。

第3章 日本出土の中国系考古学資料の系譜と展開

第3章では日本の遺跡から出土した中国系遺物とされるものに対して検討した。

第1節では札甲と呼ばれる奈良県別所城山2号墳から出土した小札革綴甲についてX線撮影ならびに3次元レーザ計測を実施して、それに基づく所見を述べた。結論として第2節で検討した黒塚古墳出土小札革綴甲とはタイプが異なり、小札以外の部材は使用しておらず、中国でいうところの魚鱗甲の一部である可能性を指摘した。

第2節では第1節に引き続く形で、奈良県黒塚古墳から出土した小札革綴甲冑について検討した。それぞれの復元制作を通じ甲冑の形態を想定したが、甲については襦襜式に該当するものであるが、その形態は東アジアでも例を見ないものである。ただ日本の中で小札を使用する甲冑については、中国とは違って短期間で途絶えてしまい、しかも中国とは小札の構成方法が異なる状況から、中国から魚鱗甲を輸入して日本国内で大きく改変したことを想定した。

第3節では、三ツ塚古墳群出土の漆塗り革袋について実施したX線CT調査に基づく所見と考察を述べた。結論として正面形態や腰帯からの吊り下げ方法は中国でいうところの鞆に類似しており、この革袋を鞆と呼ぶことについて問題はないと思われる。ただし、蓋の形状と開閉方法、厚みが中国製品とは著しく異なることが判明し、にわかにこれが中国から舶載されたものとは断じきれない。

第4節では日本の古墳から出土するミニチュア炊飯具の竈について考察した。従来、漢人系の渡来氏族との関係が論じられていた遺物である。形態分類と変遷の検討から大きく大津北郊型と奈良南部型に分かれ、ミニチュア炊飯具を副葬する古墳の性格については釵子との共伴関係から渡来系氏族との関連でとらえられ、文官的な職能を想定した。

附章 中国文物保護法について

附章では前章まで取り上げた中国の遺跡や遺物を保護、管理する中国文物保護法を考察し、その全文を訳出した。2002年に大きく改正されたが、新たに法律責任について整備した背景には盗掘や密輸などの犯罪行為が多発していることがある。そしていまや世界第二

の経済規模となった中国もかつての日本と同じような開発と保存に直面している現実があり、文物保護法の果たす役割が重くなるとともに、今後の動向を注視しなければならないことを論じた。

終章

これまでに論じた内容を総括し、今後の検討課題をまとめた。日中交渉を物語る考古学資料として遺跡・遺構を3件、遺物を4件取り上げて考察した結果、いずれも中国の影響を受けて日本で成立したか、あるいは中国から直輸入されたものであるが、はからずもすべて日本国内で大きく改変され、形が中国のものと大きく変わっていることが明らかとなった。その原因は一様ではないが、決して一方的な流れでない日中交渉の側面をあらわしているものである。